

「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度」の実施について

1 目的

愛媛県では、県地球温暖化対策実行計画（令和6年1月改定）において、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年度までに2013年度比46%削減を目標に掲げ脱炭素化に向けた取組を加速している。

えひめゼロカーボン・チャレンジ企業認定制度（以下「認定制度」という。）は、自社の事業活動における二酸化炭素排出量を把握するとともに、その削減に計画的かつ前向きに取り組もうとする県内事業者を県が認定することにより、事業者の主体的な取組を後押しする制度である。

また、認定を受けた事業者に対して、県補助金における採択審査時の加点や金融機関の環境関連私募債でのサポート、県脱炭素ポータルサイトにおける取組のPR等のメリットを設けることで、県内事業者の本制度への参加を促進する。

2 対象事業者

認定制度に申請できる事業者は、愛媛県内に事業所を有し、事業活動を行っている者のうち、次の要件を全て満たす者とする。なお、本社所在地は県内、県外を問わない。

- (1) 県内における事業活動を2050年までに脱炭素化することを宣言していること。
- (2) 事業活動を行う事業所における年間の二酸化炭素排出量を算出していること。
- (3) 以下の15項目の取組項目から5項目以上選択し、事業者の状況に応じて具体的な計画を策定していること。

	取組項目	実践事例
エネルギーの需要削減・効率化		
1	日常利用するエネルギーの効率化・節約に係る取組（必須）	エアコンの適温設定、働き方改革（残業削減やリモートワークの推奨など）、こまめな消灯、等
2	省エネルギー設備の導入	高効率ボイラー、高効率空調機、インバータ付コンプレッサの導入、LEDへの切替等
3	工場等における設備の運用改善	熱輸送配管の断熱強化、ポンプ・ファン・コンプレッサ等の使用端圧力の見直し等
4	施設におけるエネルギー需要の抑制に資する取組	建物の断熱・遮熱、屋上や壁面の緑化、ミストシャワーの設置等
5	業務・事業の効率改善に向けたデジタル化、DX化	エネルギーマネジメントシステム、需要予測システムの導入等
6	エコドライブに係る取組	急発進・急停止、無駄なアイドリングの回避、タイヤの空気圧の点検・整備等
エネルギー転換		
7	再生可能エネルギーの自社導入	自社における太陽光発電の導入、蓄電池（再エネ設備との併用）の設置等

8	再生可能エネルギーの調達・活用	再エネメニューへの切替、PPA、非化石証書購入
9	電動車の導入（購入・リース等）	電気自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車の導入
3 R の取組		
10	廃棄物の発生そのものを抑える取組	紙帳票の電子化、製造歩留まり改善、購入量・発注量の最適化、リユース品の利用推奨等
11	リサイクルの促進に係る取組	再生処理業者の活用、リサイクル率の向上等
その他		
12	環境に配慮した物品等の購入・使用に係る取組	グリーン購入、バイオマス原料の使用、再生鋼材の採用等
13	カーボンオフセット・クレジットの活用に係る取組	J-クレジットの購入、自社の CO2 削減による J-クレジットの創出等
14	従業員の環境教育や人材育成、組織体制構築に係る取組	定期的な環境教育、関連資格の取得、脱炭素推進に係る部署の設置等
15	上記以外の独自の取組	その他、独自の取組（環境保全活動や緑化活動への参加、企画等も含めて）

3 認定企業に対するインセンティブ（優遇措置）

認定制度により認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、以下の優遇措置等を受けることができる。

なお、認定事業者が得られる優遇措置等は、今後、順次拡大することを検討。

- （１）補助金や販路開拓支援など県事業における採択審査時の加点
- （２）県発注における環境関連物品等の優先的取扱い
- （３）脱炭素化等資金融資制度における優遇
- （４）金融機関の環境関連私募債でのサポート
 - ① 伊予銀行「環境私募債」における優遇
 - ② 愛媛銀行「脱炭素実現私募債」における優遇
- （５）県脱炭素ポータルサイト特設ページにおいて認定企業の取組を広く紹介
- （６）企業ホームページや名刺等での公式認定マークの使用

4 申請手続き・登録

認定制度への登録を希望する事業者は、規定の申請書により県に申請を行うものとする。

県は申請を受けたときは、内容を審査のうえ、認定要件を満たす場合は、認定制度登録証を交付するとともに、登録事業者の環境配慮への取組や事業内容等を記事化し、県脱炭素ポータルサイトに掲載するものとする。

なお、県は申請書を随時受け付けるものとする。

5 取組報告

登録事業者は、県に対して、毎年7月末までに前年度の二酸化炭素排出量等を記した取組報告書を報告するものとする（令和7年度登録事業者については、翌々年（令和9年）7月末までに報告）。

6 登録取消

県は、登録事業者が以下に該当すると認めたときは、登録を取り消すものとする。

- （1）登録事業者から登録取消の申出があった場合
- （2）2に規定する要件を満たさなくなった場合
- （3）取組報告書の提出が行われなかった場合

7 公式認定マーク



「0」の記号を水や葉の自然をイメージさせるデザインに落とし込んだもの。

幅広い企業の参加により愛媛の自然が守られるゼロカーボン実現への意気込みをイメージしている。

8 認定制度の周知等

県は、県内企業に対して認定制度の周知を行うとともに、認定制度に係る申請書の作成支援等により、認定制度への申請を促進するため、認定制度推進アドバイザー業務を外部委託により実施する。（令和7年度業務委託先：セキ㈱）。

9 認定件数目標

100件/年（令和9年度までに300社）

10 制度開始日

令和7年8月7日